

千葉県美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第40号

千葉県美術館条例の一部を改正する条例

千葉県美術館条例（平成7年千葉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）美術に関する市民の創作活動等の支援に関すること。

第6条第1項の表中「及び市民ギャラリー」を「、市民ギャラリー、子どもアトリエ及び図書室」に、「及び講座室」を「、講座室、市民アトリエ及びワークショップルーム」に改める。

別表第1中「2,080円」を「2,000円」に、「200円」を「500円」に、「160円」を「400円」に、「150円」を「370円」に、「120円」を「290円」に、「100円」を「250円」に、「80円」を「200円」に改め、備考を削る。

別表第2第1号の表中「9,430円」を「9,600円」に改める。

別表第2第2号中「・講座室」の次に「・市民アトリエ・ワークショップルーム」を加え、同号の表中「6,600円」を「6,720円」に、「8,800円」を「8,960円」に、「3,450円」を「3,510円」に、「4,600円」を「4,680円」に、「1,560円」を「1,580円」に、「2,080円」を「2,110円」に改め、同表に次のように加える。

市民アトリエ1	1,920円	2,560円	2,560円
市民アトリエ2	1,920円	2,560円	2,560円
ワークショップルーム	4,560円	6,080円	6,080円

別表第2備考を次のように改める。

備考

- 1 使用時間以外の時間に使用する場合の利用料金の額は、規則で

定める。

2 次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める額を割増料として、この表に掲げる利用料金の額に加算する。

(1) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合 この表に掲げる利用料金の額

(2) 物品の販売その他の営利を目的とした行為で規則で定めるものを行う場合 この表に掲げる利用料金の額に100分の80を乗じて得た額

3 前項各号のいずれにも該当する場合には、それぞれの割増料を利用料金の額に加算する。

4 前2項の規定により算出された割増料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第3中「1,030円」を「1,040円」に、「3,130円」を「3,180円」に、「2,080円」を「2,110円」に改める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第1、別表第2第1号の表、同表第2号の表（「6,600円」を「6,720円」に、「8,800円」を「8,960円」に、「3,450円」を「3,510円」に、「4,600円」を「4,680円」に、「1,560円」を「1,580円」に、「2,080円」を「2,110円」に改める部分に限る。）同表備考及び別表第3の規定は、規則で定める日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。